元町通り街づくり協定

策定・運用=協同組合元町エスエス会/元町河岸通り会

第1 街づくりの考え方

元町通りは、「協同組合元町エスエス会」(以下、元町エ スエス会といいます。)を事業主体として、50年代後半 からは第1期街づくりの「壁面線後退」を、80年代中葉 には第2期街づくりの「歩車道整備」を行ってきました。

新たなる千年紀を迎えて行われる第3期街づくりで は、歴史的価値までをも見据えて街並を整備し、横浜の 商業の面的な広がりを視野に入れ、街のホスピタリティ を現実のものとすることにより、時間と空間、そして人々 の心の中に広がるオリジナリティ溢れる元町スタイルを 確立し、発信して行きます。

第2 街づくりの基本方針

1 人の心に訴える美しい街並みの創造

- ① 本物志向で質の高い建物をつくり、個性的なファサー ドを連続させることによって、街並みそのものが元町 の歴史的財産になるような街づくりを推進します。
- ② 壁面線後退によって生まれたアーケード空間を活か し、雨の日でも楽しく歩くことのできる街づくりを推進 します。
- ③ 周辺地域との協働により商業の面的な広がりを図り、 回遊性を高める街づくりを推進します。
- ④ ライトアップを中心とした優しい照明を整備し、夜も賑 わいある安全な街づくりを推進します。

2 ホスピタリティ溢れる街の醸成

- ① 物流の改善により、車との共存もできるバリアフリーを 体現した街をつくります。
- ② 来街者のためのアメニティ施設や情報設備を充実さ せ、お客様が心地よく過ごすことのできる街をつくりま す。
- ③花や樹木を活かし、季節感とうるおいのある街をつくり
- ④ 国際性豊かな地域環境の中で、訪れる人々に心から のおもてなしを行うとともに、ファッション文化の発信 により元町ファンの育つ街をつくります。

3 元町商人スタイルの確立

- ① 元町でしか手にすることのできない商品やサービスを 全ての店舗が提供することにより、オリジナリティ溢れ る元町スタイルを目指します。
- ② 元町のブランドプロミスを守り、後継者の育成と元町 商人としての人格形成に励みます。

第3 街づくりの推進組織

- 1 本協定を管轄する元町エスエス会は、街づくりの推進 と地区計画および本協定の適正かつ円滑な運用をは かるため「街づくり委員会」を設置し、本協定の周知徹 底、街の声の反映、運用への柔軟な対応を心掛けるこ ととします。
- 2 「街づくり委員会」は、元町エスエス会の理事より12 名以内で構成し、委員長には元町エスエス会の理事長 が就任することとします。
- 3 「街づくり委員会」は、次に掲げる事項について関係者 の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じ て公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行います。
 - ア 本協定の内容および適用区域に関すること。
 - イ 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前 協議に関すること。
 - ウ 道路等についての改修等の整備、維持管理に関す ること。
 - エ その他、本協定区域内の街づくりに関し、必要と認 める事項に関すること。
- 4 本協定の改定は、「街づくり委員会」が改正案をまと め、元町エスエス会の総会で決議することとします。
- 5 「街づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係 者、公共団体等関係団体・機関および学識経験者、専 門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができま
- 6 元町の各団体間に亘る協議事項が生じた場合、「街づ くり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請 することができます。

第4 適用区域および対象

1 本協定は、横浜市中区元町一丁目11番地先(みなと みらい線 「元町・中華街」駅舎先)より五丁目 196番地 先までの元町通りおよび元町通りに直行する通りに面 する区域内において適用されます。

また本協定は、横浜市中区元町一丁目13番地先よ り五丁目191番地先までの元町河岸通りにおいても 準用されます。

2 本協定の適用区域内において、事業者等が建物の新 築・増改築、改修・改装等を行う場合は「街づくり委員 会」に事前協議等の届け出を行うものとします。手続き の詳細については別途定めます。

※ P4「まちづくり協定/共通別紙」参照

- 3 本協定は、適用区域内のすべての事業者等をその対 象とします。街づくりを推進するために対象となる事業 者は、元町エスエス会に加入してください。なお、河岸 通りに面している事業者は、元町河岸通り会に加入し てください。
- 4 対象となる事業者は、元町の街づくりの継続的発展 のために、応分の費用負担をしてください。

太文

人の心に訴える美しい街並みを創造するために

(1)建物の用途について

個性的な専門店の集積が元町らしさの基本です。楽し くショッピングのできる質の高い街並の連続が私たちの 財産となるのです。

1-1) マンション等の集合住宅

- 1-1-1) マンション等での居住および事務所用途以外の、 特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。(風 俗営業法第2条第7項•第2条第8項)
- 1-1-2) マンション等には集約ポストを設置し、ゴミ収集 場所を確保してください。
- 1-1-3) マンション等の集合住宅の出入口は、元町通りに 面して設置しないこととします。

1-2) ペットショップ

- 1-2-1) 騒音・におい等、近隣への迷惑とならないよう配 慮してください。
- 1-2-2) 猛獣・爬虫類等、人に危害を及ぼす可能性のある 動物の取扱いは禁止します。

1-3) ホテル・旅館

風紀を乱す恐れのある営業形態のホテル・旅館は禁止 します。(風俗営業法第2条第6項)

1-4) 金融店舗

消費者金融等の出店を禁止します。

1-5) 駐車場

元町通りに面する1階部分には、駐車場・駐輪場・車路 の設置を禁止します。

1-6) その他

- 1-6-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を 及ぼす恐れがある施設は禁止します。
- 1-6-2) 地区計画・街づくり協定に規制されない用途で問 題が生じた場合は、協議し、定めていくこととします。

(2) 建物の形態・意匠について

建物のコンセプトを明確にし、店舗の個性を最大限生 かしつつ、街との調和をはかり、本物志向の街「元町」を 演出するデザインとしましょう。

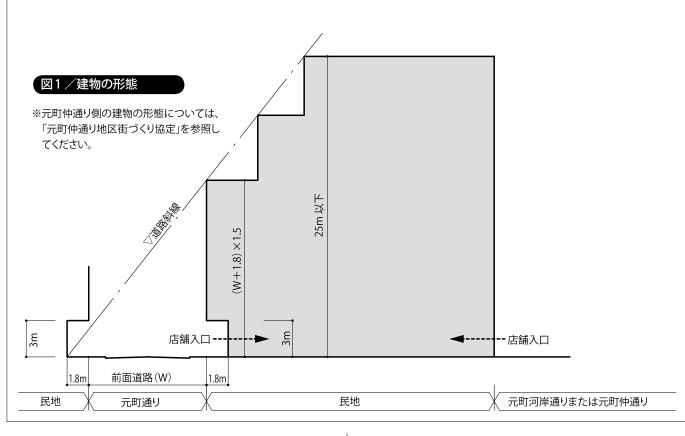
元町通りと元町河岸通りまたは元町仲通り双方に面す る建物は、双方の通りに店舗の入口を設け、元町全体の にぎわいを考慮した形態としましょう。(図1)

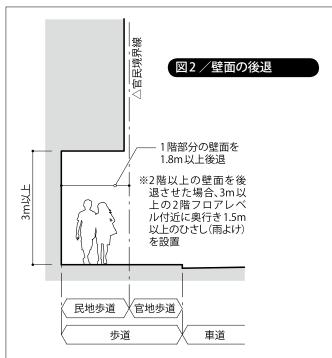
2-1) 建物の高さ

- 2-1-1) 建物は、元町通りの天空を確保できる形態としま す。建物の各部分の高さは、前面道路(元町通り)から の反対側の境界線までの水平距離の1.5倍以下としま す。(図1)
- 2-1-2) 元町仲通りから元町河岸通り間の建物の高さは 25m以下とします。(元町地区地区計画・元町仲通り街 並み誘導地区地区計画・山手景観要綱 参照)(図1)

2-2) 壁面の後退

2-2-1) 元町通りに面する建物は、1階部分の壁面を後 退させ、雨に濡れないで歩ける歩道を連続的に確保す





ることとします。(図2)

- 2-2-2) 壁面後退指定線は、官民境界線から建物1階壁 面までの距離1.8m以上、高さを3.0m以上とし、民地 歩道として開放してください。民地歩道部分は支柱・柱 のつかない建築構造とします。また、民地歩道部分で の自動販売機や工作物等(街づくり委員会が認めたも のを除く)の設置は禁止します。(図2)
- 2-2-3) 2階以上の建物の壁面を後退させた場合は、連 続した軒下空間を確保するために、高さ3.0m以上の2 階フロアレベル付近に、奥行き1.5m以上のひさし(雨 よけ)を設置してください。(図2)

2-3) 外壁のデザイン・材質・色

2-3-1) 外壁の基調色は、隣り合う建物と対比の強いもの や、金、銀などの光沢のあるものは避け、街との調和が はかれる色彩としましょう。

また、ガラスなど透過性の高い素材がファサードの 大半を占める場合、華美な広告やディスプレイによる 色彩が通りから見えない様な工夫をしましょう。

外壁の基調色として使用できる色彩の範囲は図3、 4の通りとします。但し、自然石、レンガ、タイル等の本 物の素材を使用し、街づくり委員会の承認を得た場合 はこの限りではありません。

2-3-2) チェーン店の店舗カラー・照明等については、街 との調和を重視するために事前に協議し、街づくり委 員会の指導に従ってください。

図3 / 外壁の基調色に使用できる色彩の制限

※ P26 参照

- ■マンセル表色系を基準として、色相がR(赤系)、 YR (黄赤系)の場合、彩度2以下
- その他の色相の場合、彩度1以下

図4/外壁のデザイン・材質・色

※ P26 参照

2-4) 1階の開口部の扱い

- 2-4-1) ウィンドウ、ショウケース等については、各個店・街 の個性を創出するよう工夫をしてください。
- 2-4-2) シャッター等はウィンドウショッピングができるよ う、見通しを確保したものとしてください。

2-5) 夜間照明

夜も安全で楽しく歩けるように、軒下等に夜間照明を 設置し、日没から日の出までは連続点灯してください。そ の照度は80~100ルクスとします。

また、夜間は建物をライトアップするなど、建物の個 性を楽しみながら明るい街並みになるような工夫をしま しょう。

2-6) 建物等のスカイライン(屋上修景等)

横浜の都市景観への貢献のため、屋上のデザインを工 夫し、設備・機械類等が見苦しいものとならないようにし てください。

また、可能な限り、屋上の緑化にも努めましょう。

2-7) 建物のバリアフリー化

- 2-7-1) 横浜市福祉のまちづくり条例を指定建物以外で も極力守ってください。(横浜市福祉のまちづくり条例
- 2-7-2) 障害者や高齢者にも使い易い構造にするため、 入口の段差の解消、客用トイレの確保、エレベーター の設置等を考慮してください。

(3) 看板・広告物・日除け類について

ファサードや看板類を新設・改修する場合、「街づくり 委員会」と協議することとします。

ファッション文化の街にふさわしい専門店としての個 性を十分に生かすため、看板・広告物・日除け類は極力小 さくし、原色の多用は避けながら、個性的なデザインを心 がけましょう。

歩行者からの視認性の高い軒下看板のデザインを重 視し、その他の看板・広告物等を極力控えめにすることで 街並みとの調和を図りましょう。

自店舗以外の看板及び広告物、著しく購買欲を煽った り、風紀を乱すような内容の広告物は禁止します。

3-1) 看板•広告物等

- 3-1-1) 軒下看板/地上からの高さは2.5m以上、壁面か らの後退寸法は30cm以上、上下寸法50cm×幅1m 以下、厚みは可能な限り薄いものとします。また、地が 発光する箱形内照式看板は禁止します。数量は原則と して一建物1個としますが、一建物複数店舗の場合は 「街づくり委員会」と協議することとします。(図5)
- 3-1-2) バナーフラッグ・袖看板等/地上からの高さは

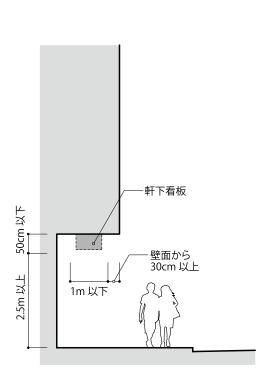


図5 /軒下看板の位置・大きさ

3.5m以上、建物からの出幅を壁面から1m以下上下寸 法4m以下、厚みは可能な限り薄いものとします。また、 地が発光する箱形内照式看板は禁止します。数量は 原則として一建物1個としますが、一建物複数店舗の 場合や、バナーフラッグなどの簡易な掲示方法の場合、 「街づくり委員会」と協議することとします。(図6・7)

3-1-3) 壁面看板/「街づくり委員会」の承認を得たもの

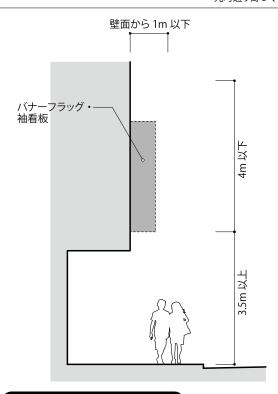
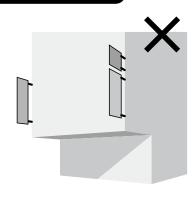


図6/袖看板の位置・大きさ

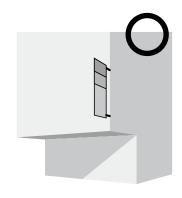
に限ります。表示面積1㎡以下として一店舗1個とし、 地が発光する帯状内照式看板は禁止します。(図8)

- 3-1-4) 屋上看板/屋上への設置は禁止します。
- 3-1-5) 置き看板、ディスプレイ類/歩車道上の設置は 原則禁止します。事前に「街づくり委員会」に所定の文 書を提出の上、承認を受け、大きさが高さ1.2m×幅 45cm×奥行き45cm以下の可動式のもので、建物1

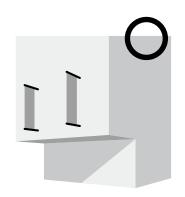
図7/袖看板の掲示方法



一建物複数掲示は不可



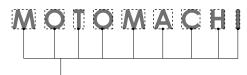
1つの袖看板に複数店舗の表示



バナーフラッグ等の簡易な掲示方法

「図8/壁面看板の大きさ

MOTOMACHI 帯状看板の場合(表示面積が 1㎡ 以下)



文字看板の場合(文字表示面積の合計が 1㎡ 以下)

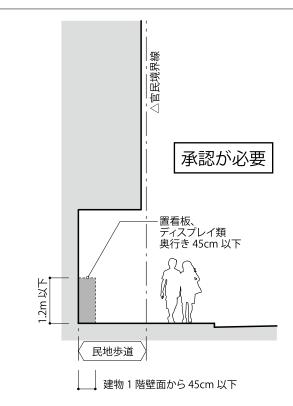


図9 / 置き看板の位置・大きさ

階壁面から45cm以下の民地歩道上での設置を守り、 特定の期間設置されるものだけを可とします。設置中 のものについても承認を得られないものは撤去するこ ととします。(図9)

- 3-1-6) のぼり/のぼりの設置は禁止とします。
- 3-1-7) 窓貼広告、ポスター類 / 1㎡を越える窓貼広告、 ポスター類の掲示は禁止します。
- 3-1-8) 映像装置類/映像・映写・点滅装置等を通りに向 けて設置することは原則として禁止します。
- 3-1-9) 2階以上の店舗への誘導/2階以上に店舗があ る場合、入口付近の外壁に専用の案内看板を設けるな ど、誘導の工夫を行いましょう。(図10)

3-2) テント、日除け類

ファサードを重視し、各個店の個性を生かしたものとし てください。

3-3) 自動販売機

元町通りおよび元町通りに直行する通りに面した自動 販売機の設置は禁止します。

(4) 道路及び民地歩道の取り壊し等について

- 4-1-1) 道路再整備事業の施工部分に何らかの変化を及 ぼす工事(街路の掘りかえし等)の施工については、事 前に「街づくり委員会」に工事計画を説明し、同意を得 ることとします。
- 4-1-2)「街づくり委員会」は上記(4-1-1)の場合、同意す る前に公共団体等関係団体・機関と協議するものとし
- 4-1-3) 上記の施工者は、自己の負担で現状に復するもの とします。

ホスピタリティ溢れる街の醸成のために 元町商人スタイルの確立のために

(5) 道路・歩道等の使い方のルールに関して

5-1) セットバック部分での販売等

- 5-1-1) 歩車道上での店頭販売(ワゴンセールなど)は原 則禁止します。事前に「街づくり委員会」に所定の文書 を提出の上、承認を受け、建物1階壁面から90cm以 下の民地歩道上での設置を守り、特定の期間設置され るものだけを可とします。(図11)
- 5-1-2) 自店販売商品と異なる商品をワゴンで販売する いわゆる「店頭貸し」は禁止とします。

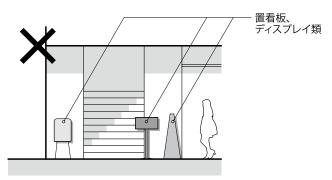
5-2) 占用物件(ベンチ、日除け等)等

道路法第32条1項に規定する道路占用物件を設けよ うとする場合は、行政機関所定の許可申請の前に「街づ くり委員会」の承認を得なければなりません。占用期間を 過ぎた場合は放置物と見なし、撤去します。

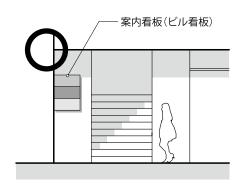
5-3) 客寄せ販売

客寄せのために、大音量で音楽を流す、ビラを配る、大 声を張り上げる等の行為は禁止します。運用は「神奈川 県生活環境の保全等に関する条例」「横浜市生活環境の 保全等に関する条例」に準じます。

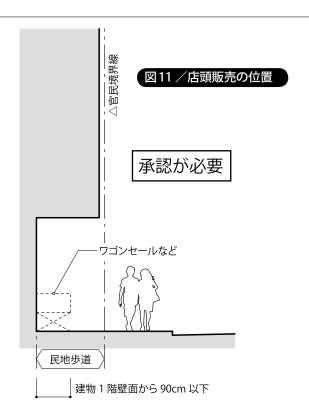
「図10 / 2階以上の店舗への誘導



置き看板、ディスプレイ類は原則禁止



入口付近に専用の案内看板(ビル看板)を設置



5-4) ゴミ処理

各店舗から出る事業ゴミは、一般廃棄物回収業者に依 頼して収集するか、元町エスエス会指定のゴミ袋を購入 して、指定曜日・場所に出すこととします。前日からのゴミ 出しは禁止します。

5-5) 街路での荷捌き

元町通りでの荷捌きは原則禁止とします。やむを得ず 元町通りで荷捌きをする場合は、近隣および通行の妨げ にならないよう短時間で行ってください。

(6) 街路および建物の美化

- 6-1-1) 元町通りに植栽された街路樹やプラントボックス の花の手入れに協力しましょう。
- 6-1-2) バルコニーや壁面、店舗範囲を花で飾り、道行く 人に安らぎを与えましょう。また花木はいつもきれいに 手入れしましょう。
- 6-1-3) 各店舗前の歩車道の清掃は、原則として各店にて 毎日行ってください。
- 6-1-4) 落書きは放置せず、速やかな対応を心掛けま しょう。

(7) 営業時間・定休日について

7-1) 営業時間

夜の賑わいを醸成するため、午後8時までは営業して ください。また、ウィンドウショッピングを楽しんでいただく ため、ウィンドウ内の照明は午前0時まで点灯することと します。

7-2) 深夜営業

午後11時以降営業を行う店舗は、近隣の店舗および

住民等に対する騒音等に配慮し、風紀を乱さないことを 条件とします。万一近隣から苦情があった場合は、誠意を 持って協議してください。

7-3) 定休日

極力年中無休で営業しましょう。定休日を定める場合 は、お客様に周知し、必ず店頭に表示をしてください。

(8) 街づくり推進への協力

- 8-1-1) 街づくりを推進するために、適用区域内の事業者 は元町エスエス会へ入会し、街づくりへの協力をお願 いします。
- 8-1-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対し て、元町エスエス会に入会することを賃貸契約上に明 記し、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会 社にその業務を依頼してください。

(9) 防災について

地震・火災等緊急時は、元町震災連絡会の防災マニュ アルに従います。

(10) その他

10-1) 空地・空きビル等

空地・空きビルになった場合は速やかに元町エスエス 会に報告し、周辺へ迷惑がかからぬよう本協定各項目を 遵守し、維持管理をしてください。

10-2) 駐車場・駐輪場の確保と安全性への配慮

住民が使用する車はもちろん、店主・従業員が通勤に 車を使用する場合は、必ず周辺に駐車場を確保し、近隣 および歩行者の安全に配慮をしましょう。元町地区は駐 輪禁止区域となっています。バイク・自転車での通勤も同 様に駐輪場を確保してください。

〈付 則〉

施行日/本協定は、「元町街づくり協定」として昭和60年 8月10日より施行されました。

平成15年11月21日、「元町通り街づくり協定」と名称を 変更の上、改正、平成16年1月1日より施行。

平成21年5月27日、一部改正。